

# めまろ 議会だより

わたしたちの町議会

■発行／芽室町議会  
■編集／議会運営委員会

TEL.0155-62-9731 FAX.0155-62-9813  
〒082-8651 北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地  
http://www.memuro.net/  
E-mail:g-shomu@memuro.net

No.106 2007.11

## 平成19年第6回 9月町議会定例会



12人の議員が町長の町政に対する姿勢について、ただしました。

### 各種基金の管理及び運用について



◎質問者：広瀬 重雄 議員

**Q** 1点目、芽室町の各種資金（基金）の管理及び運用について、基本的な考えを伺いたい。2点目、現金を債権や投資信託等、多少なりともリスクが伴う商品等に運用する場合の方針について伺いたい。

**A** 町長 1点目、地方自治法に定める資金の保管方法に基づき、確実かつ有利な方法での保管、また効率的な基金運用を基本とし、本町の公金の管理運用に当たっては安全性を第一に考え、将来の資金需要の見通しと社会経済情勢を十分見極めた上での慎重な判断が必要と考えている。また、その判断が公正かつ適正なものであることを目指し、本町では芽室町債権運用方針を定めているものであり、この方針を基本として、1つに債権運用の範囲、2つ、債権選択判断の優先順位、3つ、リスクの最小限化などを判断しているところである。

2点目、本町は、平成14年4月にペイオフの解禁など金融不安や経済情勢の変化に対応するため、芽室町資金管理並びに運用基準と、1点目でもお答えした芽室町債権運用方針を定めており、社会経済情勢の変化などに即応し改定をしながら対応すること

としている。

### 芽室町の土地利用について

◎質問者：広瀬 重雄 議員

**Q** 以前から議論のあった芽高跡地利用の今後のあり方について伺いたい。

**A** 町長 現在第4期芽室町総合計画を策定中であり、その中で将来の土地利用構想を検討しているところである。芽高跡地については、町内における公共施設のバランス等、総合的な観点から検証し、将来に向けた有効な利活用方策を今回の第4期芽室町総合計画の中で示していきたいと考えている。

### 町長の政治姿勢について



◎質問者：唯野 義勝 議員

**Q** 1点目、公立芽室病院の1億円有価証券の購入についての経過と経緯について伺いたい。

2点目、行政不信が高まっていることに対し、どのように信頼を回復し、どのような責任を取ろうとしているのか伺いたい。

3点目、職員の言うことも信用できないという町民がいることに対し、町長はどう責任を取ろうとしているのか伺いたい。

**A** 町長 1点目、昨年9月に北海道銀行芽室支店から、外国債券購入の仲介が公立芽室病院事務部長にあった。その後11月21日に、今回購入した有価証券の仲介を受けた。病院ではこの後、病院内部の事務手続きとして12月15日に院長の決裁を受け、12月20日に債券購入のため1億円の資金をみずほ証券の有価証券取引の専用口座に移動し、本年1

月12日、みずほインターナショナル発行の有価証券を購入したものである。

**2点目**、町民と行政の信頼回復については、言うまでもなく、今回のようなミスを再び起こさないことであるが、まず町民の皆さんに対し、事実経過を客観的にわかりやすく周知することが重要であると考えている。さらに、今後の行政運営にあたり、町民の皆さんに行政情報をわかりやすく提供しながら誤解の生じない運営に努め、協働のまちづくりの実践を私が先頭に立ち推進していくことが、行政に対する信頼回復の道である、そして私の責任であると考えている。

**3点目**、行政運営に当たっては、すべての職員が個々の職責に応じた説明責任を十分発揮し、町民の皆さんとの協働のまちづくりに努めることが大切と考えている。

## 1億円問題と説明責任を伴った情報公開について



◎質問者：高橋 仁美 議員

**Q** 1点目、公立芽室病院の1億円の債券購入は、本来どのように取り進めるべきだったのか伺いたい。

**2点目**、総務省は「地方公営企業法に違反する」という見解であるという報道もあるが、一方では、町長は「関係機関とのやりとりで違法性はないと認識。故意に隠ぺいもしていない。」とあるが、今もこのような見解が伺いたい。

**3点目**、購入の違法性、取得時期の隠ぺいも明らかだが、反省謝罪し、責任を明らかにすべきではないか。

**A** 町長 1点目、今回購入しました有価証券は運用期間が1年を超えるものでありましたことから、病院事業会計予算の資本的支出の補正予算を議会に提案し、議決された後購入することが正しい取り進めであると考えている。

**2点目**、今回の問題は地方公営企業法第33条に違反するものではなく、故意に隠ぺいしたものでない。今も見解は全く同じである。

**3点目**、新聞に掲載された町の幹部の件については、掲載された隠ぺいの事実はない。また、違法性の点については、地方公営企業法第33条に違反はし

ていないが、購入時点から3月の補正予算が可決されるまでの間においては、現金預金の通常の運用として判断し予算計上のない中でのものであり、瑕疵があったものと認識をしている。

また、私の責任の点については、町民の皆さんに対し、事実経過を客観的にわかりやすく周知することが重要であると考えている。さらに、今後の行政運営に当たり、町民の皆さんに行政情報をわかりやすく提供しながら誤解の生じない運営に努め、協働のまちづくりの実践を私が先頭に立ち推進していくことが私のとるべき責任と考えている。

## 平成20年度から実施を予定している「可燃、不燃、粗大ごみ手数料の改正」について



◎質問者：西尾 一則 議員

**Q** 1点目、芽室町の平成13年から平成18年までの可燃ごみ、粗大ごみの収集運搬量とそれに係る収集運搬委託料はいくらか。また、平成15年から平成18年までの資源ごみの収集運搬量とそれに係る収集運搬委託料はいくらか。また町長の見解も伺いたい。

**2点目**、十勝環境複合事務組合の平成13年から平成18年までの可燃ごみ、粗大ごみの搬入処理量はどのくらいか。また、平成15年度からの資源ごみの搬入総量とそれに係る処理費用を見ての町長の見解を伺いたい。

**3点目**、芽室町自主・自立推進プランに基づく料金改正（案）では、ごみ手数料を平成20年度から1.7倍、平成18年度見直し版では、1.4倍で検討している。町民の皆さんが時間コストを顧みず、ごみの分別を行い少しでも資源環境問題に貢献し、また可燃ごみなど、ごみの総量の減少に努力している中で住民の負担を増す考えであるが、このことに対する町長の見解は如何か。

**A** 町長 1点目、平成13年度は、運搬量が3,921トンで運搬委託料は4,187万円、平成14年度は、運搬量が3,593トンで運搬委託料は3,297万円、有料化開始の平成15年度は、運搬量が2,324トンで運搬委託料は3,413万円、平成16年度は、運搬量が2,535トンで運搬委託料が3,071万円、平成17年度は、運搬量が2,573トンで運搬委託料が3,191万円、平成18年度は、運搬量が2,571トンで、運搬委託料が3,313万円と推移している。

また、平成15年度から平成18年度までの資源ごみの収集運搬量と収集運搬委託料の推移については、平成15年度は、運搬量が1,136トンで運搬委託料は3,129万円、平成16年度は、運搬量が1,265トンで運搬委託料は2,871万円、平成17年度は、運搬量が1,236トンで運搬委託料は2,893万円、平成18年度は、運搬量が1,094トンで運搬委託料は2,899万円と推移している。

これらの推移からの私の見解は、ごみ有料化によってその運搬量は減量が確実に進んだが、毎年人口増や気象条件などの変動要素があることから極端な減量化にはつなげていない状況にあり、運搬委託料についても極端な経費削減にまで至っていないと感じているところである。

**2点目**、家庭系の可燃ごみ、粗大ごみの搬入総量と処理費用の推移については、平成13年度は、搬入総量が5,297トン、処理費用は8,115万円、平成14年度は、搬入総量4,849トン、処理費用は7,279万円、平成15年、搬入総量が3,803トン、処理費用5,928万円、平成16年、搬入総量3,993トン、処理費用6,189万円、平成17年度は、搬入総量3,970トン、処理費用6,638万円、平成18年度、搬入総量3,956トン、処理費用6,682万円と推移している。

次に、本町の平成15年度からの資源ごみの搬入総量と処理費用の推移については、平成15年度は、搬入総量が1,136トン、処理費用2,435万円、平成16年度、搬入総量1,265トン、処理費用2,545万円、平成17年度、搬入総量が1,236トン、処理費用2,454万円、平成18年度、搬入総量1,094トン、処理費用2,308万円と推移している。

これらの推移からの私の見解は、年々ごみの総量は減量化が進んでいるところであるが、1トン当たりの収集運搬費及び処理費用を見ると逆に増加傾向にあり、必ずしも効率化が図られていないと客観的に感じているところである。

**3点目**、本町のごみ排出量は有料化によって約2割程度の減量に成功したものであり、このことは町民の皆さんのご協力によるものであると考えているが、町財政全体の観点から手数料の改正の必要性の是非や改正率について見極めをし、判断したいと考えている。

## 町長の政治姿勢について



◎質問者：齊藤 幸子 議員

**Q** 現在、「第4期総合計画」を策定中であるが、策定にあたって町長としてのまちづくりに対する基本的なビジョンが示されるべきだと思いが見解を伺いたい。

**A** 町長 策定手法については、それぞれの考えはあるかと思うが、私は今後、これまでの検討委員会や今後の議会や町民の皆さんのご意見なども参考にしながら、まちづくりの指針と言える基本構想を取りまとめる、その手法を重視し、将来ビジョン、目標水準、将来フレームなどを示したいと考えているところである。

## 教育環境の整備について

◎質問者：齊藤 幸子 議員

**Q** 文部科学省と厚生労働省は、今年度から放課後の子供の安全で健やかな活動場所の確保のため、「放課後子どもプラン」事業を推進しているが、この事業に対する本町の基本的な考え方、具体的な取組状況について見解を伺いたい。

**A** 町長 現在、芽室町においては、厚生労働省の放課後児童健全育成事業、すなわち学童保育所を2か所開設し、小学1年生から3年生までの共働き家庭などの留守家庭の児童に、放課後の適切な遊びや生活の場を提供している。

当面は現在開設している学童保育所入所児童急増対策を実施し、さらに今後のあり方として、放課後子どもプランをどう生かして実施していくかを慎重に見極めた上で対処していきたいと考えている。

## 雇用問題について

◎質問者：齊藤 幸子 議員

**Q** 今年度から、季節労働者の「冬期雇用安定奨励金と冬期技能講習助成交付金」が廃止され、この制度に代わる支援事業として、十勝では3ブロックに編成されて、「通年雇用促進支援事業」が策定されたが、その「支援事業」の具体的内容とその実効性について見解を伺いたい。また、町独自

に、季節労働者対策を検討すべきだと思うが併せて見解を伺いたい。

**A** 町長 通年雇用促進支援事業は、地域内の季節労働者が1,000人以上の地域を事業対象として、その地域の協議会と国が通年雇用化に向けた事業の委託契約を結ぶシステムである。実効性については、北海道は本州に比べて冬の仕事が極端に少ない環境を変えなければ抜本的解決が難しい問題であるが、この通年雇用促進支援事業に積極的に取り組むことにより、少しでも多くの方を通年雇用につなげていきたいと考えている。

また、町単独で短期就労の機会を創出するなどの対策は、現在の町の財政事情の中では非常に困難性が高いものと考えている。

## 平成19年度普通交付税について



◎質問者：梅津 伸子 議員

**Q** 今年度から「新型交付税（包括算定経費）」が導入され、7月31日、今年度の普通交付税並びに交付税の不足額を補う臨時財政対策債発行可能額が決定された。地方分権の精神を実のあるものにし、自治体本来の役割である、住民の福祉向上を果たす上で、基準財政需要額が新型交付税に移行されているか検証が必要と考え、次の点について伺いたい。

「本町では、歳出削減の取組、事業所数の数値による加算とともに、農業算出額が「増加0」となっている。「がんばる地方」の応援という趣旨に反すると考えるが、見解はどうか。」

**A** 町長 9つの指標のみをもって地方の頑張り度をはかることの困難性や、交付税の持つ財政調整機能・財源保障機能を失わせるものだとの意見も聞かれているところであり、景気が低迷している地方や、将来の財政負担軽減のために実施したことが、結果として交付税算定に直接反映されにくいものとなっていると考えている。

## 後期高齢者医療制度について

◎質問者：梅津 伸子 議員

**Q** 平成20年4月から、「後期高齢者医療制度」が導入されることが、昨年6月の国会で決定

された。この医療制度の事業主体となる北海道後期高齢者医療広域連合の初議会が8月7日開かれ、多くの問題点があることが明らかになっている。この制度導入にあたって、次の点について見解を伺いたい。

「従来の老人医療保険制度と比較して住民にとってどのような問題があると認識しているか。」

**A** 町長 対象者が75歳以上の方々であるので、新たな制度の趣旨を正しく理解していただくことが重要な行政課題であると考えております。

## 学童保育所の整備・拡充について

◎質問者：梅津 伸子 議員

**Q** 現在、町内2か所の学童保育所は、入所児童が、いずれも定員を大幅に超え、過密状態にある。特にてつなん学童保育所は、定員70人に対し、100人を超える状況であり、子どもたちの健全な成長を阻害しかねず、指導員に多大な負担を強いるものとなっている。早急に改善すべきと考え、現状についてどのように認識しているか見解を伺いたい。

**A** 町長 今年度の定員急増への対策の確立、2つに教育行政の放課後子供対策と協調した今後の学童保育のあり方について検討すべきと認識し、担当課にも指示をしているところである。

## 芽室町都市計画マスタープラン 地域別構想について

◎質問者：小椋 孝雄 議員



**Q** 1点目、第2次東芽室土地区画整理事業が、第4期芽室町総合計画に組み入れられるのかを伺いたい。

2点目、東芽室工業団地の開発事業が順調に進められておりますが第2次工業団地開発構想があるのかを伺いたい。

**A** 町長 1点目、第4期芽室町総合計画の土地利用については、現在、土地利用に関する庁舎内検討委員会を設置し、平成20年度から10年後を見据えた土地利用の方向性を検討しているところであり、近年の我が国の少子社会の動向、帯広圏の宅地需要の動向や事業者の意向などを踏まえた中で、

その位置づけをしていきたいと考えている。

2点目、当面は分譲可能地の完売に努力するとともに、現団地における既存企業への行政支援策の検討や工業団地環境整備事業などの具体策の検討も本町の工業振興策の重要課題であることから、総合的な見地で新たな工業団地開発の必要性を検討する。

## 町長の政治姿勢について



◎質問者：阿部 昌利 議員

**Q** 町長職として1年経過しての感想とそれを基にした今後の抱負についてどう感じ、そしてどう考えているか伺いたい。

**A** 町長 私は職員とともに町民の皆さんに的確な情報発信と意見交換を行い、そして町の中長期の将来像、まちづくりの理念を見据えつつ、自信と誇りと主体性をしっかり発揮することを確認し、調整を図りながら町政を執行してきた。しかし、その過程では町民の方々から、また議会の方々から、ご指摘やご批判もいただきました。私は、それらを真摯に受けとめ、職員とともに再評価・再点検を加え、よりよい政策・施策とするように努めていきたいと考えるところである。

次に、今後の抱負についてどう感じ、そしてどう考えているかについては、町政のかじ取りを担い、まだ1年という時期であることから、この町が当面する多くの行政課題に対し、いま一度所信の基本姿勢に立ち返り、町民の皆さん、議会の皆さんのさらなるご指導・ご鞭撻を賜りながら、そよ風が行きかうまちづくりに全力を尽くす所存である。

## 芽室町の地震対策について



◎質問者：岩間 裕信 議員

**Q** 最近国内では大きな地震が多発傾向にあるように思われるが、芽室町では地震に対しどのように取り組んで行こうとしているか伺いたい。

1点目、小中学校の耐震診断と補強工事の現状と今後の計画について伺いたい。

2点目、町内の公共施設の耐震診断と補強対策についての考え方はどうか伺いたい。

3点目、昭和56年以前に建てられた一般木造住宅

に対しての、町の考え方はどうか伺いたい。

**A** 教育長 1点目、芽室町において対象となる芽室中学校、芽室西小学校及び芽室小学校の3校については、年次計画により耐震診断を実施し、芽室中学校は平成16年度、芽室西小学校は平成17年度、芽室小学校は平成18年度にそれぞれ耐震診断を完了したところである。この耐震診断の結果、3校とも緊急性を要する判定ではなく、一部耐力壁の増設による補強工事が必要との診断結果であり、3校とも建設後30年ほど経過をし、施設の老朽化も進んでいることから、現在、年次計画をもって補強工事とあわせ、老朽改修工事を進めているところである。

町長 2点目、公営住宅、上下水道施設、地域福祉館などについては、取り壊し、建て替え等の計画にあわせて耐震化に向けた取り組みを進める考えである。

一方、学校の耐震補強を最優先としていることから、耐震改修促進法に該当する役場庁舎、総合体育館、中央公民館、ふれあい交流館などは、学校の耐震補強に引き続き計画的実施に向け、簡便法を含む耐震診断、財源手当てなどについて内部協議を進めていく。

町長 3点目、国及び北海道の主導のもとで作成された、一般木造住宅を対象とした、「誰でもできる我が家の耐震診断」というパンフレットを建築担当窓口で配布し、個人住宅の耐震性能の理解や耐震知識の啓蒙を進めていきたい。

## 新嵐山スカイパークの経営について



◎質問者：岡崎榮太郎 議員

**Q** 1点目、昨年度は初めての赤字となったが、主な原因をどのように考えているか。

2点目、パークゴルフ場が公認になったが、今までの利用状況がどのように変わってきたか。

**A** 町長 1点目、宿舎部門において、レストラン収入が前年度対比78.4%、バーベキュー収入においても、前年度対比82.8%となったこと。

また、スキー場部門で極端に雪が少なかったこと等から、リフト乗降客数は前年度対比81.4%で、売り上げも88.3%であった。

これらの要素が赤字の原因であると報告を受けて

いるところであります。

2点目、現在のところ大きな変化はないが、公認コースの取得を計画した段階からレストラン売り上げが増加していることから、公認認定の話題がパークゴルフ場来場者の微増に影響したものと思っている。



公認コースとなった嵐山パークゴルフ場

## 観光物産の目玉について

◎質問者：岡崎榮太郎 議員

**Q** 芽室町は豊富な農産物やお菓子などの美味しいものが沢山あるが、これという目玉商品が少ないと思うがどのように考えているか。

**A** 町長 歴史あるニジマスの加工食品や農産物の加工製品など、自慢することのできる商品が数多くあると認識しているが、一部には、町外からの評価に比べ町内での認知度が薄いと思われるものもあり、PRの不足が目玉商品が少ないと言われる状況にあるのではないかと考えている。

## 町長の政治姿勢及び行政執行の考え方について



◎質問者：平野 勝一 議員

**Q** 役場内グループ制を廃止することを検討しているようだが、グループ制は職員減少や担当者でなければ分からないことに対する苦情、企画立案、複数による広聴など町民要求に迅速に応えられることで始めたものと理解していたが、町民対応より役場の都合が優先されたのではないか。

**A** 町長 平成17年度から一部導入したグループ制は、職員数の減少と町民サービスの多様化に対応するため、部課長権限による柔軟な執行体制組織と職員の総戦力化を目指したものであるが、グループ制の検証では、町民からは担当者がわからない等の意見とともに、職員からは町民にとってだれが担当者なのかわかりづらい、責任の所在が不明確などの課題が出されたところである。それら町民からの課題と、グループ制の中で業務を進める職員やその他職員からのグループ制に関する意見をもとに、今後もグループ制を全庁的な組織として継続拡大するより、指揮命令系統が明確化する係制とすることが町民には最もわかりやすく、職員にも業務推進がわかりやすいとの判断から、グループ制を見直そうとするものである。

## 有価証券への投資について

◎質問者：平野 勝一 議員

**Q** 町監査委員から指摘があったと報じられているが事実か。あったとしたらいつ、どのような指摘を受け、どのように対処したか。

**A** 町長 平成19年1月29日の病院の例月出納監査において、現金預金勘定で処理をしていた債券運用について監査委員に対し説明した際、町の債券運用基準及び運用方針との整合性並びに債券の勘定科目についての質問があり、病院事務部長から再度研究する旨を話したものである。したがって、監査委員からの指摘というものではない。

その後、2月に入り3回の管理庁議を開催し、芽室町資金管理並びに運用基準及び芽室町債券運用方針の見直しを決めるとともに、病院事業会計で既に購入した有価証券は、運用期間が1年を超えるため流動資産ではなく固定資産であり、瑕疵のある状態を解消するため、3月議会で資本支出の投資有価証券として補正予算を提案することに決定をした。

代表監査委員 平成19年1月29日に監査を実施した際、現金預金残高調整表に預金の一区分として北海道銀行扱い外国債券と表示があったことから質問をしたところである。その結果、この債券については、基本投資期間5年ということが分かり、区分として流動資産ではなく、固定資産で扱うように話をしたところである。

## 食の安全・安心確保について

◎質問者：平野 勝一 議員

**Q** 昨今、食品に対する不祥事が多発しているのは、誠に残念なことであり、特に不正行為はあってはならないことである。農業と関連する産業を基幹とする芽室町も可能な限り注意を払わなければならないと思う。そこで次の点について伺いたい。

「農業生産物、農産加工品、食品製造など表示が適正にされているのか。また、表示が守られているか。」

**A** 町長 農業生産物、農産加工品、食品製造などの表示については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律いわゆるJAS法により、日本農林規格と品質表示基準の2つが定められており、JASマークや原産地などが表示されている。このJAS法に基づく監視業務は農林水産省が行っており、職員2,000人規模で日常的に小売店舗などのチェックを行っている。

## 子ども達が安心・安全ですこやかに暮らせるまちづくりについて

◎質問者：常通 直人 議員



**Q** この件については6月定例会の一般質問において、「登下校時の児童安全確保連絡協議会」の事務局の配置について、再点検を指示し、既に点検に入っていると町長は答弁されたが、2か月以上が過ぎその結論はどうなったのか伺いたい。

**A** 町長 芽室町登下校時の児童安全確保対策連絡協議会幹事会において、意見をいただくとともに、関係課との協議を行った結果、1つに、協議会設立の目的である児童の登下校時の安全確保のため、学校、PTA、保護者、近隣町内会、各種団体、行政などが町を挙げて取り組むこと、2つに、幼児、児童生徒等、広く対象として取組を進めること、3つに、現状の事務局体制で大きな支障はないこと、4つに、事故発生通報や不審者情報が整理されていること、5つに、学校と教育委員会、学校と役場の連絡体制も整備されていることなどの意見があった。

このようなことから、幹事会、関係課協議で出された意見等を参考に教育委員会と協議を進め、協議会の事務局は、従前どおり役場の総務部総務課が担うこととしたところである。

## 物品納入について

◎質問者：常通 直人 議員

**Q** 芽室町における消費の流出には歯止めはかかっていないと感じるが、町内の大規模事業所の一つである役場として物品納入に関する次の点について町長の見解を伺いたい。

金額などの条件により入札の対象外となっている物品や工事等について、納入業者・発注業者の選定にいたる町の考え方と具体的な選定の流れを伺いたい。

**A** 町長 物品の購入や発注は、町内経済循環や町内企業振興を重視して進めているが、医療機器、専門書、原材料、複写機消耗品、印刷消耗品など、特殊な物品を除き、また工事関係については、エレベーター、自動ドア、電気保守点検、消防施設点検、浄化槽点検、上下水道等の資格技術を要する保守・修繕などを除き、町内業者を優先して選定を行っている。

また、法令によって価格の定められている物件を買い入れるとき、1件の予定価格が10万円を超えないなど、軽微で契約書・請書等が必要でない認められる場合であっても、その執行についての基本的な運用は同じである。

## 西大成地区の整備計画の状況について

◎質問者：常通 直人 議員

**Q** 西大成地区の整備計画は、平成11年3月現在の住民アンケート調査に基づき、「西大成まちづくり会」が平成13年4月に設立された。延べ10回の総会及び役員会を開催実施し、協議を重ねてきたと聞かすが、未だ町としての具体的な計画が発表されていない。そこで次の点について伺いたい。

東めむろニュータウンの反映に伴い、「将来都市像」の位置づけとして、景観からしても西大成地区の整備は重要と思うが町長の考えは。

**A** 町長 この地区の状況は、道道芽室東4条帯広線の整備が進捗するにつれて整備環境の必要性を感じているが、整備の具体化は権利者の意思統一が図られることが必要であり、現況下では、地権者総意が確立されていないものであり、地権者による組合施行の事業には至っていないところである。

平成18年度

# 芽室町各会計決算

賛成多数で認定

9月町議会定例会に提案された平成18年度各会計決算認定11件は、決算審査特別委員会に審査を付託し、18日～21日までの4日間をもって審査を行いました。なお、本会議では4議員の討論後、全会計を賛成多数で認定しました。以下、本会議における反対・賛成討論の要約です。

※**反対討論(梅津伸子議員)** 平成18年度予算執行は、町政の主人公であります町民の暮らしと町政の有様が、地方自治法に定められている住民の福祉向上を旨とすることと大きくかけ離れていると言わざるを得ません。一般会計においては、財政調整基金1億3,500万円余の取り崩しに加えて1億2,000万円の繰越明許費を組んで土地改良事業を行い、並びに後期高齢者医療制度準備費用に充てているなど、町財政状況に対する住民の率直な思いは「芽室町は金があるんだな」ということであります。一方、住民の暮らしはどんな状況にあるか、国保税の滞納者に対する保険証未交付や短期証交付が管内・道内比較で非常に多い状況にあります。国保法に定める保険者の被保険者に対する医療補助の義務を十分果たしていないと言わざるを得ません。滞納者への給水停止という実態もあります。私は、この対比を見ますとき、平成18年度における町予算執行は、弱者をくじく国政と何ら変わらないものと考えています。町の財政は潤い、町政の主人公である住民は深刻な不安を抱えながら暮らしを送る。これでは本末転倒と言わなければなりません。この観点から、平成18年度決算認定に当たり反対を表明するものであります。

※**賛成討論(小椋孝雄議員)** 特に公立芽室病院事業会計において意見を申し上げます。平成16年から始まった初期臨床研修医制度の影響で大学医局による自治体病院からの医師引き揚げが行われる中、現体制を維持し、医師の増員及び確保、そして平成18年度に看護基準の見直しが行われ、看護師の確保に努力したことは多大な評価をいたします。また、地域の小児・産科施設として、道内で4番目となるユニセフ、WHOによる母乳育児推進の拠点施設、赤ちゃんに優しい病院の認定を受けたことは、道内の自治体病院の模範であり、私たち町民の誇りとすべきところです。

収益収支においての赤字は、平成2年度に借入れした企業債を繰上償還したことに伴い、償還金2億1,200万円を支払ったために赤字となったもので、この特殊要素がなければ6,300万円の黒字経営ということでもあります。よって、今後の収益性においても安心できるものと確信いたしました。

さらに、すべての主要な施策の成果の説明にあつては、多くの職員の方々の経費削減の創意工夫が見

られ、高く評価しますとともに、今後も歳出削減にさらなる努力をされることを望み、賛成討論といたします。

※**反対討論(高橋仁美議員)** 認定には反対の立場で討論いたします。理由の1点目、病院の事業会計において議会の議決を経ないで1億円の有価証券を取得したこと、それを故意に隠ぺいしたことは、議会の権能を軽視し、議会との信頼関係を傷つけ、議会や町民の信頼を裏切ることになりました。2点目は、昨年行われた芽室町東工業団地の造成工事において、施工業者が産業廃棄物等を十分取り除かなかったにもかかわらず、業者の責任を全く追求せず業者を優遇、全額町の負担としたこと。この誤った判断によって結果として町民に多大な損害を与えたほか、やり直し工事において業者から作業員の無償提供、金額に直すと58万円余りでありましたが、これを受けていたことも決算委員会で発覚、公でないところで業者とこのような話がついていたことは全く認められることではありません。また、職員の処分も疑問に思います。さらに、このように本町にとって重大な事案でありながら、自治基本条例にも反し、町民への情報提供や説明責任も全く果たされず、町民の行政不安・不審は募るばかりです。不透明で公正さや誠実さにも欠ける予算執行の姿勢は改めていただかなければなりませんので、決算認定には反対といたします。

※**反対討論(唯野義勝議員)** 平成18年に行われた芽室町東工業団地の造成工事において、施工業者が町の契約事項に沿った工事を施工実施しなかったにもかかわらず、町は施工業者の責任を問わず町の責任として判断し、817万円余りの工事代金を支出し、町民の税金が支払われる結果となりました。しかし、やり直し工事に際し、工事の一部である作業員の人員費58万円相当が業者負担という不透明な、また不可解な予算執行があったわけでございます。

また、公立芽室病院において1億円の有価証券購入に対し、地方公営企業法第24条2項で議会の議決を必要とされているにもかかわらず法を犯し、さらに購入自体を隠ぺいし、予算執行に当たってきたことはまことに遺憾とを感じるわけでございます。以上のことから反対討論といたします。

## 議会の動き

### ■委員会の開催(予定)

#### ○厚生常任委員会

- ・日時 11月27日(火) 15時00分 役場3階第1委員会室
- ・内容 どんぐり会との懇談会

#### ○議会運営委員会

- ・日時 11月21日(水) 10時00分 12月5日(水) 9時30分
- ・内容 12月町議会定例会の日程ほか まめ通信の校正ほか
- ・会場 役場3階第1委員会室 役場3階第1委員会室

※他の委員会については随時開催しますので、詳しい日時等は事務局にお問い合わせください。

### ■第8回町議会定例会(予定)

- ・会期 12月7日(初日) 12～14日(一般質問) 21日(最終日) ・時間 9時30分
- ・内容 条例制定及び改正、補正予算ほか